

朝霞市民まつり「彩夏祭」総踊り曲 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞市民まつり彩夏祭(以下「彩夏祭」という)の総踊り曲(以下「総踊り曲」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人も総踊り曲を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 報酬等が発生する催物、またその演出に使用するとき。
- 二 実行委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 三 独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 五 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 六 実行委員会が不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 総踊り曲を使用する者は、あらかじめ楽曲使用承認申請書(様式第1号)を市民まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 朝霞市が使用するとき。
 - 二 朝霞市内の保育園、学校等が教育の目的で使用するとき。
 - 三 朝霞市内の自治会、町内会等において、コミュニティ活動に使用するとき。
 - 四 報道機関、新聞社、通信社その他報道機関が報道目的に使用するとき。
 - 五 その他実行委員会が適当と認めたとき。
- 2 実行委員会は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、総踊り曲の使用を承認する。
- 3 前項の承認は、楽曲使用承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 総踊り曲を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなけれ

ばならない。

- 一 総踊り曲の編曲等を行ってはならない。
- 二 彩夏祭の開催理念を理解し、祭の普及や啓発及び地域貢献、並びにコミュニティの醸成と活性化のために活用すること。
- 三 催物において総踊り曲を使用する場合は、彩夏祭の総踊り曲であることを明示すること。

(使用承認の取消)

- 第5条 総踊り曲を使用しているもの（使用承認を受けた者を除く）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、実行委員会はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 総踊り曲の使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

附則

この規程は、平成24年10月23日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

楽曲使用承認申請書

年 月 日

朝霞市民まつり実行委員会実行委員長 宛

□ 申請者	
名称・団体名	
代表者氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	
メールアドレス	
□ 行事	
名称	
主催者	
開催日程	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
使用日時	年 月 日（ ） : ～
開催場所	
内容	
□ 楽曲	
使用曲	<input type="checkbox"/> 集まれ！踊り人
	<input type="checkbox"/> 踊れや躍れ！
	<input type="checkbox"/> 彩夏花笑
使用目的	

様式第2号（第3条関係）

楽曲使用承認書

年 月 日

様

朝霞市民まつり実行委員会
実行委員長 伊藤 尚久

年 月 日付で申請のありました楽曲使用承認申請書について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）楽曲使用承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）朝霞市民まつり「彩夏祭」総踊り曲 使用取扱規程を遵守すること。